

＜日本サルコペニア・フレイル学会指導士 制度規則第2版について＞

日本サルコペニア・フレイル指導士制度は、2021年10月1日より、暫定期間から本稼働へ移行いたしました。本稼働への移行に際し、制度規則の見直しを行い、制度規則第2版に改訂いたしました。以下の内容につき、ご確認を頂きますようお願い申し上げます。

1. 申請期日の変更：(参照：制度細則第2版 第3章 認定の申請 第9条)

【旧】毎年4月1日～5月31日

【新】毎年10月1日～11月30日

*学会の会期が10月1日～翌年9月30日であるため、これに合わせることになりました。

2. 更新資格の変更：(参照：制度細則第2版 第4章 認定の更新 第27条 更新の資格)

【旧】第27条 更新の資格

(1) 本学会大会に3回、および指定する研修会に1回参加し、受講証を取得していること。認定申請を行った年度以降から更新申請を行う前年度までに取得した分を有効とする。

(2) 更新に係る認定試験（確認テスト）を合格した者であること。

(3) 本学会大会での発表または本学会誌での論文発表は、学会大会参加1回分と等価とみなす。

【新】第27条 更新の資格

(1) 指導士資格の更新申請時まで、以下の規定に基づき30単位以上を取得すること

(2) 取得できる単位は以下のとおりである。

- ・日本サルコペニア・フレイル学会大会への出席：5単位
- ・同学会誌への論文掲載（筆頭著者に限る）：5単位
- ・同学会大会での筆頭発表者：5単位
- ・指定講演の受講：5単位*

*1講演の受講につき5単位を付与するが、1回の学会大会への出席で取得できる単位は、出席による単位を含め15単位を上限とする。

*受講時に受講証明書を一人1枚配布する。受講証明書の不正授受、不正譲渡があった場合は、その年に取得した単位は無効とする。

(3) 更新に係る認定試験（確認テスト）を合格した者であること。

【旧】第28条 認定指導士の更新申請を行う者は、次に定める書類の提出を要する。

(1) 更新の申請書（様式4）及び審査料の振り込みを証明するものの写し

(2) 研修会受講証明書及び本学会大会参加証（様式3）（但し、本学会大会での発表または本学会誌での論文発表で代替する場合はその証明となるもの）

【新】第 28 条 認定指導士の更新申請を行う者は、次に定める書類の提出を要する。

(1) 更新の申請書（様式 4）及び審査料の振り込みを証明するものの写し

(2) 指定講演の受講証明書及び本学会大会参加証（様式 3）（但し、本学会大会での発表または本学会誌での論文発表で代替する場合はその証明となるもの）

3. 資格取得の時限的緩和（参照：制度細則第 2 版 附則）

【新】

東京都健康長寿医療センターが養成している介護予防運動指導員のうち、80 時間の座学と実習を受け、指導員を指導する資格者と認定されている者は、2022 年と 2023 年の認定指導士申請時に限り、以下の資格取得緩和を設ける。

（対象者）：下記(1)～(3)をすべて満たす者

(1) 2021 年 3 月 31 日の時点で、すでに上記の資格認定を受けている者

(2) 制度規則第 5 条(1) (2)の要件を満たす者

(3) サルコペニア・フレイル学会に入会している者（期間は問わない）

（緩和要項）

(1) サルコペニア・フレイル学会大会に 1 回以上参加すること

(2) 認定試験に合格すること

(3) サルコペニア・フレイルに関する指導経験を要約して提出すること（800 字程度）

(4) 審査料と登録料は、施行細則第 3 章第 21 条および第 23 条を適用する。

3. 施行細則附則 2.は、2023 年の認定指導士申請受付終了後は、無効となることから削除される。